

2015年8月14日

既存建築物の吹付けアスベスト等の除去工事関係者 各位
(工事対象建築物所有者、発注者、管理者、行政機関 等)

一般財団法人日本建築センター
認証部 認証課

**当財団の審査証明工法を採用した「既存建築物の吹付けアスベスト等の除去工事」を
適切に運用するための「施工マニュアル」遵守の徹底について(お願い)**

(工事計画毎に、「建設技術審査証明(建築技術)報告書」の「施工マニュアル」
に従った施工方法・施工管理等による工事計画となっているかをご確認ください)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御
礼申し上げます。

さて、当財団が実施する「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の審査証明事業
の審査では、設定された「開発目標(除去工事における繊維状粒子(アスベスト繊維を含
む)の飛散防止等)」を達成するために、従来から施工方法・施工管理体制等、施工品質
の確保を重視して、依頼者が作成した「施工マニュアル」が適切であるかどうかを含め、厳
密な審査を実施しております。

当財団の審査証明工法を採用した個々の「既存建築物の吹付けアスベスト等の除去工
事」では、「建設技術審査証明(建築技術)報告書」の「施工マニュアル」に従った施工方
法・施工管理方法としていることの確認が、「開発目標」の達成において非常に重要です。

以上の背景をご理解いただき、下記事項をご確認いただく等審査証明工法の適切な運
用へご理解・ご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

— 記 —

・当財団が発行する、審査証明工法の審査成果は、以下の文書により構成されます。

「建設技術審査証明(建築技術)審査証明書」(鳳凰フォーマット A4版1枚)

「建設技術審査証明(建築技術)報告書^{*}」(クリーム色表紙、A4版の冊子(通称:小冊子))

※審査証明上重要な、施工方法・施工管理体制等、施工品質の確保方法をまとめた「施工マ
ニュアル」が含まれます

・「建設技術審査証明(建築技術)報告書」の「施工マニュアル」に従っていない施工方
法・施工管理等による工事では、当財団の審査証明工法を称することはできません。

連絡先: (一財)日本建築センター 認証部認証課
〒101-8986 東京都千代田区神田錦町1-9
Tel:03-5283-0468 E-mail: ninsyo@bcj.or.jp